

## ローカル10,000プロジェクト(国庫補助事業) Q&A

質 問	回 答
事業の必須要件は何か。	以下の5つが必須要件です。 ①地域密着型(地域資源の活用) ②地域課題への対応(公共的な課題の解決につながる事業であること) ③地域金融機関等による融資 ④新規性(新規事業であること) ⑤モデル性(地域の中で前例がなく、モデルとなる事業であること)
対象経費は何か。	施設整備費、機械装置費、備品費、地域の大学と連携する場合の調査研究費です。 (事業目的に合致しないもの、振込手数料、各種申請手数料・収入印紙、各種保険料及び事業に直接使用したことが特定できない一般事務用品等は対象外となります。)
ソフト経費は対象に含まれるか。	ソフト経費は交付金の対象に含まれません。 なお、交付金の対象外経費となっている広告宣伝費、商品開発費、事業分析・再構築費については、別途ローカル10,000プロジェクト(地方単独事業)の対象となります。(ただし、上限は1事業あたり合計200万円。)
対象事業費について下限額はあるか。	下限はありません。
設備投資だけを計上してもよいか。	構いません。ただし、事業が必須要件を満たしている必要があります。
申請の締切りはいつか。	毎月10日までに地方公共団体から申請していただく必要があります。
どのように申請するとよいか。	申請者は自治体になりますので、事業実施場所の地方自治体から申請してください。 事前相談についても幅広く受け付けていますのでご相談ください。 (事前相談は事業や実施計画書の完成度にもよりますが、正式申請に到達するまでは1～3か月程度見込まれるため、早めのご相談をお願いします。)
申請してから採択決定までどれくらいの期間がかかるか。	原則1ヶ月半(締切り後の翌月末)で交付決定を行います。ただし、審査の状況等により2か月もしくはそれ以上かかる場合もあります。
審査はどのように行うのか。	総務省において外部有識者へ依頼し審査を行います。
地方自治体とは市町村なのか、都道府県なのか。	事業実施場所の所属する地方自治体であれば、市町村でも都道府県でも申請可能です。
地域資源の活用とは具体的に何か。	事業構成が地元産品など地域資源を使ったものになっている必要があります。
地域課題への対応(公共的な課題の解決につながる事業であること)とはどういうことか。	交付金事業を実施することにより、少子高齢化の歯止めや地元雇用の創出、観光拠点化などの地域活性化を推進でき、地域の課題の解決につながるということを説明する必要があります。
対象となる金融機関は何か。	地域金融機関(第一地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合等)、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、奄美群島振興開発基金、ふるさと融資を活用する場合の地方公共団体からの融資(ふるさと融資)です。 また、地域活性化ファンドや民間クラウドファンディングも対象となります。
メガバンクは対象の金融機関として認められるか。	認められません。
「産学金官の連携」とあるが、学の連携は必須か。	学の連携については必須ではありません。
事業実施者は法人格である必要があるか。	株式会社や有限会社等が多いですが、一般社団法人やNPO法人等公益法人でも可能です。 また、漁協や観光協会などの公共的団体でも可能です。なお、事業実施者が個人事業主や任意団体でも申請可能です。
新規に立ち上げる会社でも申請できるか。	可能です。
地域外の企業や大企業が実施主体となって申請できるか。	事業が要件を満たしていれば申請可能です。
整備が複数年度にわたる事業は対象になるか。	対象外です。事業は単年度で完了する必要があります。
国の補助金との重複は可能か。	原則として国の補助金との重複は認められません。ただし、事業として対象経費や収支を完全に切り分けることができる場合は可能です。
複数の金融機関による協調融資は可能か。	可能です。
金融機関の融資とファンドの出資をセットで行うことも認められるか。	認められます。
融資決定証明書を金融機関及びふるさと財団が出していないと自治体は申請できないのか。	融資見込みで申請は可能です。ただし、申請までには、金融機関から融資について了解を得ている状態まで調整をお願いします。
金融機関からの融資について、担保付き融資でも良いか。	原則担保は設定のない無担保融資が対象です。ただし、交付金事業により取得する財産に対してであれば設定可能です。
金融機関からの融資について、保証付き融資でも良いか。	保証は設定可能です。ただし、経営者保証は認められません。